

現行指針の策定以降、県内の在留外国人は大きく増加しており、県内各地域における産業や地域活動において外国人県民の役割は大きくなっている。
指針の改定を通じて、すべての県民が、世界の異なる文化や生活習慣、価値観を理解し、多文化共生社会の理念のもと、共に助け合い、自己を生かして活躍できる活力ある地域づくりにつなげる。

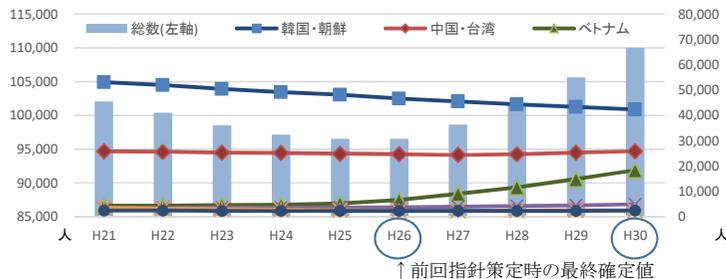
1 外国人県民の概況

(1) 県内の在留外国人数

在留外国人の総数は、前回指針策定時の最終確定値である平成26年末の96,530人を境に増加に転じ、平成30年末には110,005人(全国7位)。4年間で13,475人(14.0%)増加している。

ア 国籍別…平成30年末で韓国・朝鮮(42,294人、38.4%)が最も多く、次いで中国・台湾(25,811人、23.4%)、ベトナム(18,314人、16.6%)の順、平成26年末と比べるとベトナムが11,734人増で総数の増加に影響

イ 国籍数…平成26年末の145カ国から平成30年末では156カ国に増加



(2) 県内地域別

平成30年末では神戸地域が48,936人と最も多いが、増加率を見ると、最も高いのは北播磨地域で、平成26年末の3,537人から平成30年末の5,746人へと62.5%の増加。

但馬・丹波・淡路も40%以上増加している。

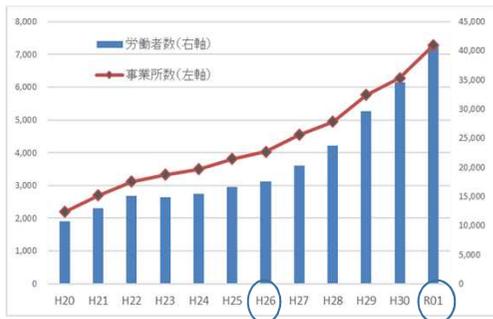
	H26 [人]	H30 [人]	H26→30	
			増加数	増加率
神戸	43,247	48,936	5,689	13.2
阪神南	18,780	20,083	1,303	6.9
阪神北	8,532	8,868	336	3.9
東播磨	7,280	8,183	903	12.4
北播磨	3,537	5,746	2,209	62.5
中播磨	10,591	11,843	1,252	11.8
西播磨	1,698	2,163	465	27.4
但馬	1,023	1,459	436	42.6
丹波	1,167	1,728	561	48.1
淡路	675	996	321	47.6
総数	96,530	110,005	13,475	14.0

(3) 外国人労働者

県内外国人労働者数、外国人雇用事業所数共に一貫して増加しており、令和元年には、41,083人、7,275の事業所。

国籍別では、ベトナム17,207人(41.9%)、中国9,582人(23.3%)、フィリピン3,094人(7.5%)の順となっている。

※事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)の届出数を集計。



2 指針改定の考え方

【多文化共生を巡る環境の変化】

- ① 在住外国人が多国籍化・分散化しており、県内各地域で幅広い言語による支援が必要となっている
- ② 県内産業における外国人人材の重要性が高まっており、県内経済の持続的発展の面からも、外国人県民が地域住民の一員として暮らし働ける環境づくりが不可欠
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染対策として、対面相談や集合型セミナーなど、従来の手法が自粛となる一方、オンラインなど新たな手法による取り組みが拡大

【改定のポイント】

現行指針で提示した「意識づくり」「人づくり」「生活基盤づくり」「地域づくり」の4つの柱は生かしつつ、近年の環境変化や新型コロナウイルス対策等の知見を踏まえて、内容を充実・改編。

意識づくり	・地域の実情に応じた多文化共生推進の環境づくりを提案
人づくり	・学びと交流に着目した項目構成とし、留学生や地域間交流等の内容を充実
生活基盤づくり	・「産業人材としての外国人県民」の視点を追加し、雇用就業に関する項目を充実 ・ポストコロナ社会の到来を見据え、新しい生活様式(ひょうごスタイル)に対応して内容を充実
地域づくり	・支援ニーズの増大や多様化を踏まえ、支援人材に関する内容を充実

3 指針体系案

【現行の体系】

1 多文化共生の意識づくり

2 多文化共生の人づくり

- (1) 外国人児童生徒等への教育支援(地域における日本語教育・母語教育等の推進、学校での受入れ体制整備・学習機会の確保)
- (2) 多文化共生に取り組むリーダーの育成
- (3) 日本人県民のグローバル人材の育成

3 暮らしやすい生活基盤づくり

- (1) 多言語による情報提供
- (2) 日本語及び日本の文化・習慣に関する学習支援
- (3) 住居の確保と暮らしの情報提供
- (4) 保健・医療・福祉の情報提供と支援
- (5) 就業支援と就労環境の充実
- (6) 防災への意識啓発と災害時の支援体制の整備
- (7) 外国人県民に対する相談体制の整備

4 誰もが参加できる活力ある地域づくり

- (1) 外国人県民の地域づくりへの参画
- (2) ビジネス人材、留学生等の受入れ

【新体系案】※ 下線部は主な変更点

1 多文化共生の意識づくり

- (1) 多文化共生の意義の普及啓発
- (2) 地域の実情に応じた環境づくりと情報発信

2 多様な文化を理解し活躍できる人づくり

- (1) 外国人児童生徒等への日本語教育・母語教育等の推進
- (2) 学校での受入れ体制整備・学習機会の確保
- (3) 留学生等の受入れ体制整備
- (4) 地域間交流の推進と兵庫発グローバル人材の育成

3 暮らしやすく働きやすい生活基盤づくり

- (1) 情報提供の多言語化
- (2) 多言語による相談体制の充実
- (3) 住居確保のための環境整備
- (4) 保健・医療・福祉分野における支援
- (5) 雇用就業をめぐる支援と環境の充実
- (6) 防災への意識啓発と災害時の支援体制の整備
- (6)-1 感染症対策における情報提供と支援体制の整備

4 誰もが参加できる活力ある地域づくり

- (1) 外国人県民の地域活動への参画促進
- (2) 多文化共生に取り組む人材の育成